

路面復旧工事施工条件の明示書

葛飾地区路面復旧工事(その39)

1. 工程関係

□ 他の工事の施工により、当該工事の施工時期・全体工程に影響がある。

- ・ 近隣において他の工事 { 工事 } が行われる予定がある。工事期間が重複する場合には、各受注者と施工時期及び車両交通規制方法及び施工時期について、常に連絡を取り合い車両等が円滑に通行できるように調整が必要である。

また、上記工事により工程に影響が出ないよう相互の連絡・調整等を密に行い施工すること。

なお、連絡事項及び調整事項の内容を監督職員に報告すること。

■ 施工期間・施工時間・施工方法が制限される。

- ・ 道路上の施工については、施工時間 9:00～17:00 までの昼間工事とする。

また、道路使用許可書に記載されている施工時間を越えて作業する事態が発生した場合には、交通管理者及び監督職員に連絡すること。

- ・ 車両交通規制について、片側交互通行での施工が可能な場合は、片側交互通行での施工とし、車両通行止めでの施工となる場合は、近隣住民の車両等の出入りに配慮する必要がある。なお、通行止めとする場合は、作業内容等を近隣住民にあらかじめ連絡し、車両の出入りに支障がないよう特段の配慮が必要である。
- ・ 関係機関、町会等から時間的制約条件等を付された場合は、速やかに監督職員と協議すること。
- ・ 施工方法については、契約図書を参照すること。

■ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある。

- ・ 工事区間を通る通園通学バス等の管理者と車両交通規制については、協議が必要であるため、事前に調査し監督職員と協議を行い、指示に従うこと。

なお、上記の件について関係機関との協議成立後に施工すること。

- ・ 道路管理者及び所轄警察署等、関係機関と協議が必要である。

2. 用地関係

☐ 工事用地等に未処理部分がある。

■ 施工ヤード・工事用資機材の保管及び仮置きが必要である。

- ・ 施工ヤード・工事用資機材仮置場、現場事務所等については、施工者において検討を行うこと。なお、現況又は地目が農地のときは、農地の一時転用申請を行うこと。

3. 周辺環境保全関係

■ 周辺環境保全の為、施工方法・機械施設及び作業時間等に制限がある。

- ・ 住宅地内での工事となるため、騒音・振動発生の低減に特段の配慮が必要である。従って、工事施工区間内及び周辺住宅街路内を通行する工事関係車両は、徐行を徹底すること。
- ・ 建設機械については、住宅地内での工事であることを考慮し、低騒音型を使用すること。また、機械類を操作している者が一時所定の位置を離れる場合においては、原動機を止め、又は電源を切ること。
- ・ 隣接住民と相互の連絡調整を密にして作業を実施すること。

■ 工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼす事が懸念される。

- ・ 本工事は住宅地内での工事となるため、振動・騒音の発生抑制に努めること。
- ・ 工事中は、歩行者用通路を確保すると共に、第三者の安全について十分に配慮し、事故のないよう施工すること。特に児童・園児の安全を確保するため特段の配慮が必要になる。

☐ 家屋調査を行う。

- ・ 家屋に近接して施工する場合は必要に応じ、別途発注により家屋事前事後調査を行う予定である。詳細については監督職員と協議すること。

4. 安全対策関係

■ 交通誘導員の配置について

- ・ 工事区域については工事施工時、片側交互通行及び車両通行止めとなり、一般交通に支障をきたす為、適正に交通誘導員を配置する必要がある。

また、車両通行止めに際して、迂回路等にも交通誘導員・案内板等を必ず配置し、一般交通に支障をきたさないよう配慮すること。

- ・ 工事区域内には幅員の狭い道路もあるため住民の車両の出入り等に十分配慮すること。
- ・ 交通誘導員は、施工内容や現場条件に応じて適正に配置し、車両が円滑に通行できるよう努めること。なお、交通誘導員は、施工時間中随時配置するものとし、施工の休憩休息時間についても交替で交通誘導を行うこと。
- ・ 近隣で他の工事と競合する場合は、迂回路等の関係で交通誘導員の配置について調整が必要になるので、受注者間において調整を行いその結果を監督職員に報告すること。

■ 保安施設等について

- ・ 施工時において生じる段差（起終点・路肩等）等による事故防止のため、「この先段差あり」及び「徐行」などの看板を必ず設置するものとする。
- ・ 車両通行止めにおける施工時は、迂回路等にも交通誘導員・案内板等を必ず配置し、一般交通に支障をきたさないよう配慮すること。なお、通過交通の多い道路には事前に通行止めに関する予告看板を設置すること。

□ 鉄道・ガス・電気・電話・水道等の施設と近接する工事での施工方法・作業時間等に制限がある。

- ・ 施工の際に鉄道施設・水道管・ガスパイプ・地中線等と近接する場合は、事前に各管理者と協議を行い、適切な施工管理を行うこと。また、その協議結果については監督職員に報告すること。

5. 工事用道路関係

■ 一般道路を搬入路として使用する場合は搬入経路・使用時間・使用期間等の制限及び使用後の処理に関する条件がある。

- ・ 近隣地区で他の工事と競合する場合には、搬入経路、使用時間等、関係機関との連絡・調整を密に行い施工すること。
- ・ 現場近くでの工事車両の待機は行わないこと。また、工事車両待機時は必ずエンジンを切ること。

- 仮設路を設置する場合の設置期間・安全施設・維持補修の内容及び工事終了時の処置がある。

6. 建設副産物関係

- 建設発生土または産業廃棄物が発生する。
 - ・ 概算数量については、船橋市路面復旧工事特記仕様書を参照すること。
- 指定処分である。
 - ・ 処分先については、船橋市路面復旧工事特記仕様書を参照すること。

7. 工事支障物関係

- 地上・地下等に占用物件等の事前調査を必要とする。
 - ・ 工事着手前に占用物件(人孔・消火栓・制水弁・仕切弁等)、工事支障物(基準点等)の「高さ調整の有無」について調査し、監督職員に書面にて報告すること。なお、工事に支障がある場合は施工方法、工程等について別途協議すること。

8. 道路復旧工関係

- ・ 舗装打換え工については、舗装版取り壊しから舗設まで1日の作業で施工すること。
- ・ 区画線工については、原形復旧を基本とする。

なお、現場照査の結果、設計図面と差異があった場合は監督職員と協議すること。
- ・ 作業の実施上消去した区画線は、1日の工程終了後、速やかに仮区画線により原形に復旧した後、交通開放すること。

9. 品質・出来形・写真管理関係

- ・ 千葉県土木工事施工管理基準に基づき施工管理の実施を原則とするが、施工規模、現場条件等により、基準によりがたい場合は監督職員と協議し決定すること。
- ・ コア採取箇所については、監督職員と協議すること。
- ・ 合材の温度管理については、初期転圧前の温度の他に到着温度、敷き均し温度及び開放温度についても管理すること。なお、写真管理は、施工箇所、搬入車両番号及び温度計の表示が読み取れるよう、必ず全景及び温度計表示の接写を行うこと。
- ・ 舗装工の品質管理として乳剤散布量試験を実施し報告すること。ただし、スプレイ

ヤーでの施工の際には試験を不要とするが、写真管理にて、乳剤がムラ無く均一に散布されているか判断できるように、作業状況・散布完了の全景を撮影すること。

- ・ 既設舗装面及び構造物の側部にはタックコートを塗布すること。なお、写真管理にて、作業状況と塗布完了状況を撮影すること。
- ・ 本工事は維持工事であるため舗装工の出来形管理における平坦性試験については不要とするが、平坦性を確保できるよう施工に努めること。

※幹線道路など、平坦性試験が必要な路線がある場合はその旨記載

10. 工事現場発生品及び支給材料について

■ 工事現場発生品がある。

□ 工事現場発生品の内、現場内で再使用するものがある。

■ 支給材料がある。

- ・ 支給材料については監督職員の指示を受けた後、特記仕様書に記載されている保管場所にて受け取ること。
- ・ 支給材料の受渡しについては受取予定日の1週間前までに監督職員まで報告すること。

11. 事前調査について

- ・ 工事着手前に、現地測量を行い、測点高（左右及び中央）及び既設構造物の測量を行い、縦横断計画を作成した上で、既設路面の凹凸による水溜まり及び振動の解消に努めること。
- ・ 工事着手前に、道路境界査定図に基づき境界標の有無及び工事影響の有無を確認し報告書を提出すること。なお、保全又は復元が必要となる境界標については、監督職員の指示により保全又は復元を行うために必要な調査を行い、報告書を提出すること。私道についても、同様とする。ただし、不明な鋸等を一次撤去する際には、近隣住民へ一次撤去復元の下承を得てから行うこと。
- ・ 工事着手前に、施工区域内にある街区基準点等（多角点、多角節点、三角節点、補助点）について、調査し報告書を提出すること。また、工事に伴い影響を受け、保全又は復元が必要となる点については、監督職員の指示により保全又は復元を行うために必要な調査を行い、報告書を提出すること。なお、既存の街区基準点を移設又は一

時的に撤去したうえで同じ位置に復旧する場合は、施工前に「船橋市基準点(再設・移転)承認申請書」、施工後に「船橋市基準点設置工事竣工報告書」及び成果品を道路管理者に提出すること。

1 2. その他

- ・ 舗設後に側溝蓋が開閉できるようにベニヤ板等で仕切りをし、蓋側面に合材が附着しないようにすること。
- ・ 路面復旧範囲の観測井戸は、砂で埋戻しを行い撤去すること。